特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	地方税法における軽自動車税関係事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、地方税法における軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税法における軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①軽自動車台帳の管理 ②納税通知書の作成及び通知 ③軽自動車税に関する証明書等の発行 ④軽自動車税課税情報の照会
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル:	名 2
軽自動車税情報ファイル、収約	内情報ファイル、滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項27の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第20条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	南大隅町情報公開·個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	南大隅町情報公開·個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			17年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年9月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	3) 基礎項目評価	書及び	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを 通 じた <i>】</i>	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特	定個人情報の保管・	消去			
	人情報の漏えい・滅 リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人	手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない
	コミスが発生するリスク 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	バ情為特保うでが特殊を受して、がは、 これのでは、 これの	や副本登録の際には 住所を含む3情報に が発生するリスクにが 情報を受け渡す際 実なマスキング処 パー入りの書類を季 ていないかなど、類を 情報を含む書類や 頃に特定個人情報	は、本人からに こよる照会を行 対し、例えばさい (USBメモリを 理等を行うとい び送等する際 ブルチェックを PUSBメモリは で含まれていた	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 デラことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人 なのような対策を講じている。 使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによ ともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報 だ行う。 、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 いか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていること 策は「十分である」と考えられる。

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	項目変更前の記載変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	見直し
平成28年9月12日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) なし	番号法第19条第7項 別表第二	事後	見直し
平成28年9月12日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	Ⅰ-5-② 所属長の役職名	税務課長 畦地 耕一郎	税務課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日		新規項目	十分である	事後	
		新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-6 情報提供ネットワークシ	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日		新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日		新規項目	[O]自己点検	事後	
令和1年6月7日	 IV-9 従事者に対する教育・ 啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事後	令和3年法律第37号による法 改正による変更
令和7年9月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	